

事務連絡
平成20年4月15日

各 { 都道府県
指定都市 } 児童健全育成担当係長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
育成環境課健全育成係長

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の
実施状況について（調査依頼）

放課後児童健全育成事業の推進につきましては、かねてより種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記調査については毎年ご協力いただいているところですが、本年2月の全国児童福祉主管課長会議において、放課後児童クラブガイドラインの内容に係る調査項目の追加を行う予定としていたところですが、調査項目及びデータ入力の作業日程が下記の通りとなりましたのでお知らせ致します。

現況把握と今後の施策のための基礎資料としたいため、ご多忙中のこととは存じますが、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 調査方法

昨年度同様に、WISHを使用した集計システムにより行います。詳細な調査項目については、別紙となります。本年度より、WISHからダウンロード頂いた様式（エクセルファイル）に入力頂き、当該様式をWISHへ登録（アップロード）する方法での集計方法となります。登録期間が短期間になりますので、準備方よろしくお願ひします。都道府県におかれましては市区町村への周知も願ひします。

調査項目の要領については、別添「作成要領」を参考にしてください。

2 入力日程

○WISHよりダウンロードが可能となる日 4月25日（金）以降

○市区町村のWISHへの登録期間 5月19日（月）～23日（金）

○都道府県のWISHへの登録期間 5月26日（月）～30日（金）

※5月2日以降、市町村合併により市町村名が無くなる市町村、パソコン未導入、インターネット利用不可等の理由で入力できない市町村につきましては、お手数ですが各都道府県での入力をお願いします。

3 作業内容

○市区町村

- ・放課後児童健全育成事業の実施状況について、様式へのデータ入力及び登録

○都道府県

- ・市区町村分のデータ内容の確認
- ・パソコン未導入、インターネット利用不可の市区町村分の様式へのデータ入力及び登録
- ・5月2日以降の市町村合併により市町村名が無くなる市町村分の様式へのデータ入力及び登録

4 データの入力

- ・具体的な操作については、システム上の操作手引書をご参照ください。

5 その他

- ・市区町村の登録時間が重なった場合、WISH回線が混雑し、市区町村の入力画面の登録ボタンクリック時に画面上にエラーが表示され、登録が失敗する場合があります。その場合、時間をおいて再度登録ボタンをクリックしてください。

6 問い合わせ先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課健全育成係

TEL 03-5253-1111 (内線7909)

FAX 03-3595-2672

(別添)

[作成要領]

この調査の数値は、平成20年5月1日（以下「調査日」という。）現在の状況について入力すること。

調査の対象は児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）とし、国庫補助対象外も含めて入力すること。

また、放課後児童健全育成事業を実施していない市区町村においても、別紙「1 市区町村の状況」欄を入力すること。

[別紙様式1-1]

別紙様式1-1については、市区町村（政令指定都市・中核市を含む。）が別紙の内容を入力し、WISHに登録すると自動的に集計される。

1 市区町村の状況

(1) 小学校区数

市区町村域にある（以下、「域内」という。）公立の小学校の総数（ただし、分校及び0学級の小学校は除く。）を入力すること。

(2) 児童数

域内の就学児童数（特別支援学校の児童を含む）を入力すること。

なお、(1)及び(2)は、文部科学省が実施する「学校基本調査」に報告する数値と同様の数値を入力すること。

(3) 所管部局・課・係

一連の事務処理等を行い、本事業を所管する部局課係名を入力すること。

(4) ガイドラインの策定状況

該当するものを選択すること。

- ・ 市区町村において策定済み

放課後児童クラブの運営等に係るガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を市区町村において策定し、その内容を各放課後児童クラブに周知している場合。

- ・ 市区町村で策定していないが、都道府県のガイドラインを活用

市区町村においてガイドラインを策定していないが、都道府県が策定したガイドラインを活用し、その内容を各放課後児童クラブに周知している場合。

- ・ 市区町村で策定していないが、国のガイドラインを活用

市区町村においてガイドラインを策定していないが、国のガイドライン（平成

19年10月19日 雇児発第1019001号) を活用し、その内容を各放課後児童クラブに周知している場合。

- ・ 対応なし
放課後児童クラブに対して、ガイドラインの周知を図っていない場合。

(5) ガイドラインに基づく運営内容の点検・確認

域内の放課後児童クラブが1の(4)のガイドラインに沿った運営を行っているかについて、市区町村において点検・確認をしている場合は○を、していない場合は×を選択すること。(1の(4)で「対応なし」とした場合は、当該項目は×とすること。)

2 放課後児童クラブの状況

調査項目については、全て放課後児童クラブ毎に入力すること。

(1) クラブ名

域内の放課後児童クラブ名を入力すること。(国庫補助対象外も含む。)

(2) 設置主体

放課後児童クラブの設置主体について、該当するものを選択すること。なお、「その他」に該当する場合は、具体的な種別を入力すること。

- ・ 市区町村
市区町村自らが設置
- ・ 社会福祉法人
社会福祉法人が設置
- ・ 民法第34条法人
民法第34条の規定に基づき設立された法人(社団法人及び財団法人)が設置
- ・ NPO法人
特定非営利活動法人の規定に基づき設立された法人が設置
- ・ 運営委員会
保護者や地域住民等により構成される組織が設置
- ・ 保護者会
保護者会が設置
- ・ 任意団体
法人格等を有しない組織であって、運営委員会、保護者会以外のものが設置
- ・ 個人
個人が設置
- ・ その他
上記に該当しないもの(具体的な種別を入力すること)

(3) 運営主体

放課後児童クラブの運営主体について、該当するものを選択すること。

なお、「その他」に該当する場合は、具体的な種別を入力すること。

- ・ 市区町村
市区町村自らが運営（委託は含まない）
- ・ 社会福祉法人
社会福祉法人が運営
- ・ 民法第34条法人
民法第34条の規定に基づき設立された法人（社団法人及び財団法人）が運営
- ・ NPO法人
特定非営利活動法人の規定に基づき設立された法人が運営
- ・ 運営委員会
保護者や地域住民等により構成される組織が運営
- ・ 保護者会
保護者会が運営
- ・ 任意団体
法人格等を有しない組織であって、運営委員会、保護者会以外のものが運営
- ・ 個人
個人が運営
- ・ その他
上記に該当しないもの（具体的に種別を入力すること）

(4) 実施場所

放課後児童クラブの実施場所について、該当するものを選択すること。なお、その他に該当する場合は、具体的な種別を入力すること。

- ・ 学校の余裕教室
小学校など学校の余裕教室で実施
- ・ 学校敷地内専用施設
小学校など学校の敷地内に専用施設を設置して実施
- ・ 児童館・児童センター
児童福祉法第40条に規定する児童館・児童センターで実施
- ・ 公有地専用施設
市区町村等が保有する公有地に専用施設を設置して実施
- ・ 民有地専用施設
個人等が保有する民有地に専用施設を設置して実施
- ・ 民家・アパート
民家・アパート・マンション等、住宅内で実施
- ・ 公的施設利用
公民館・福祉センター等の公的施設で実施
- ・ 団地集会所
団地の集会所で実施
- ・ 保育所
保育所の空き部屋等で実施
- ・ 幼稚園

幼稚園の空き部屋等で実施

- ・ 商店街空き店舗
商店街の空き店舗で実施
- ・ その他
上記に該当しないもの（具体的な種別を入力すること）

(5) 学年別登録児童数

登録児童数を学年別に入力すること。また、登録児童数のうち障害児を登録している場合は、（ ）内にその登録数を再掲として入力すること。

- ※ 障害児…療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、医師、児童相談所等公的機関からこれら児童と同等の障害を有していると認められる児童とする。（手帳所持等が不明な場合には、市町村において既に本事業において障害児として把握している数を入力すること。）

(6) 登録できなかった児童数

放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で登録できなかった児童数を学年別に入力すること。

また、登録できなかった児童のうち障害児がいる場合には、（ ）内にその数を再掲として入力すること。登録できなかった児童がいない場合は0を入力すること。

なお、登録できなかった児童数を把握していない場合には、「把握していない」に○を選択すること。

注1：利用申込時点において登録できなかった児童を放課後児童クラブ毎に調査・把握し、入力すること。また、当該児童が調査日時点において他のクラブを利用していることを把握している場合には、本調査には含めないこと。

注2：放課後児童クラブを現在利用しているが、第一希望のクラブでないなど、保護者の私的な理由により他のクラブに利用希望が出ていることを把握している場合には、本調査には含めないこと。

(7) 障害児の定員設定

事業実施要領や募集要領等において障害児の受入れ定員を設定している場合は「定員あり」にその人数を、設定していない場合は「定員なし」に○を入力すること。

また、前年と定員設定の有無又は人数に変更がある場合にのみ、前年に定員を設定していた場合はその人数を入力、前年に定員を設定していなかった場合は0を入力すること。

(8) 年間開設日数

年間の開設日数を入力すること。

なお、開設日数とは、条例、事業実施要領及び募集要領等市区町村の規定やパンフレット等によりクラブの利用が可能であると利用者等に周知し、利用希望が

ある場合には対応できるよう、放課後児童指導員や実施場所等の体制を整えている日数をいうこと。

(9) 休日の開館状況

(8)で入力した開設日数のうち、休日（土曜日、日曜・祝日及び長期休暇）における開設日数を入力すること。（開設日数の定義は(8)と同様とする。）

(10) 平日の開所・終了時刻

平日（学校の授業日）における開所時刻及び終了時刻を入力すること。

なお、開所時刻及び終了時刻とは、条例、事業実施要領及び募集要領等で定められ、利用者等に利用が可能であることが周知されている時刻をいうこと。

(11) 長期休暇時の開所・終了時刻

長期休暇における開所時刻及び終了時刻を入力すること。（開所時刻及び終了時刻の定義は(10)と同様とする。）

(12) 新1年生の4月1日からの受入

新1年生を4月1日（年度当初）から受け入れている場合は○を、受け入れていない場合は×を選択すること。

(13) 専用部屋・専用スペースの有無

放課後児童のための専用の部屋又は間仕切り等で区切られた専用スペースで実施している場合は○を、ない場合は×を選択すること。

(14) 登録児童1人当たりの面積

登録児童1人当たりの生活スペースの面積を小数点第2位まで入力すること。

（少数点第3位を四捨五入）

なお、生活スペースとは、子どもが遊び、活動し、静養したりするスペースのことで、廊下や台所・便所などの共用部分は除くこと。

(15) 静養スペースの有無

子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースがある場合は○を、ない場合は×を選択すること。

(16) 放課後児童指導員数

放課後児童クラブに従事している放課後児童指導員数（常勤・非常勤を問わない。）を入力すること。

なお、クラブの活動を支援するボランティアについては本調査には含めないこと。

(17) 放課後児童指導員の資格

(16)で入力した放課後児童指導員が保有する資格等について、保有する資格等

ごとにいずれかに分類し、その人数を入力すること。

- ・ 保育士資格又は幼稚園教諭免許
- ・ 小学校、中学校又は高等学校教諭免許
- ・ 児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条第3項の規定に該当する者（学校教育法の規定による高等学校等を卒業した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者）
- ・ 上記以外で、児童福祉施設最低基準に該当する者
- ・ 資格なし

(18) 保護者支援・連携の状況

以下について、実施している場合は○を、実施していない場合は×を選択すること。

- ・ 子どもの出欠確認等の安全確認
子どもが予定した時刻に来所しているかを確認し、来所していない場合には保護者に連絡を行うとともに、予定した時刻に子どもの帰宅を促すなどの安全確認を行うこと。
- ・ 保護者との日常的な連絡・情報交換
子どもの状況や放課後児童クラブの活動について、連絡帳等を通じて保護者と日常的に相互連絡や情報交換を行うこと。

(19) 学校等との連携

以下について、実施している場合は○を、実施していない場合は×を選択すること。

- ・ 学校との情報交換
子どもの様子の変化や下校時刻の変更などに対応できるよう、学校関係者との間で迅速な情報交換を行うとともに、障害児や虐待、いじめを受けた子どもなど特に配慮を必要とする子どもの利用に当たって必要な情報交換を行うこと。
- ・ 学校施設の利用
余裕教室や小学校敷地内での事業実施をはじめ、怪我等が発生した場合保健室や雨天時の体育館等の弾力的な利用が可能となっている。
- ・ 放課後子ども教室との連携
放課後児童クラブ利用児童が近隣で実施している放課後子ども教室の活動に参加できるよう、事業関係者間で連携を図ること。

(20) 関係機関・地域との連携

以下について、実施している場合は○を、実施していない場合は×を選択すること。

- ・ 保育所・幼稚園との連携
近隣の保育所や幼稚園と、放課後児童クラブ利用予定の子どもの状況や、以前利用していた際の状況などについて情報交換等を行うこと。
- ・ 医療・保健・福祉等機関との連携
子どもの病気や事故、子どもの虐待への対応などに備えて、地域の医療・保

健・福祉等の関係機関の協力・連携を図ること。

(21) 安全対策

以下について、実施している場合は○を、実施していない場合は×を選択すること。

・ 事故・怪我防止と対応

事故や怪我の防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、速やかに適切な処置を行うこと。

・ 衛生管理・感染症対応

日常的に衛生管理の徹底を図るとともに、感染症等の発生時の対応策が作成されていること。

・ 防災・防犯計画やマニュアルの作成

防災・防犯に関する計画やマニュアルを作成し、速やかな対応を行うこと。

・ 定期的な避難訓練の実施

災害や事故等に備えて定期的に避難訓練を行うこと。

・ 来所・帰宅時の安全確保のチェックリスト作成

来所・帰宅時の安全確保のためのチェックリストを作成し、定期的な点検を行うこと。

・ 地域の関係機関・民間団体と連携した見守り等の実施

地域の関係機関や団体と連携し、来所・帰宅時の見守り活動等を行うこと。

(22) 研修受講機会の提供

以下について、実施している場合は○を、実施していない場合は×を選択すること。

・ 放課後児童指導員の資質向上のための研修

放課後児童クラブの活動に必要な知識や技術の向上のための研修について、指導員に受講する機会を提供又は既に受講している場合。

・ 障害児受入のための研修

障害のある児童を受け入れるために必要な知識や技術の向上のための研修について、指導員に受講する機会を提供又は既に受講している場合。

(23) 事業内容の定期的な自己点検の実施

放課後児童クラブ自らが事業内容について定期的に自己点検を行い、事業内容の向上に向けた改善等を実施している場合は○を、実施していない場合は×を選択すること。

(24) 運営状況等の情報提供

以下について、実施している場合は○を、実施していない場合は×を選択すること。

・ 保護者に対する情報提供

放課後児童クラブの利用の募集に当たって、適切な時期に様々な機会を通じて周知を図るとともに、その運営状況について保護者に積極的に情報提供を行

うこと、保護者との信頼関係の構築を図っている。

- ・ 地域に対する情報提供
放課後児童クラブの運営状況について学校や地域の関係機関、住民等に積極的に情報提供を行うこと。

(25) 要望・苦情対応

以下について、実施している場合は○を、実施していない場合は×を選択すること。

- ・ 要望・苦情受付窓口の周知
放課後児童クラブへの要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知を図ること。
- ・ 苦情解決体制の整備
要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること。

【留意点】

入力に当たっては、前年数値と比較し、増減が著しく大きいときはその理由を確認するなど、誤りがないか十分に確認の上、入力願います。

〔別紙様式1－2〕について

各市町村が別紙様式1－1の内容を入力すると、都道府県では、別紙様式1－2の様式に従って、自動的にデータが集計される。

(政令定都市、中核市は、直接厚生労働省にデータが集計される。)

各都道府県は、全市区町村のデータが入力されたものを確認した上で、数値を確定する。なお、確定に当たっては、前年数値と比較し、増減が著しく大きいときはその理由を確認するなど、誤りがないか十分に確認願います。

なお、パソコンが導入されていない、インターネットが利用できない等の理由で入力作業ができない市区町村においては、市区町村の代わりに都道府県で入力をお願いしたい。

〔別紙様式1－3〕について

(別紙様式1－2)が入力されると、自動的に(別紙様式1－3)に集計される。